

<p>Y 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制，未经书面许可，不得转载、摘编等；</p> <p>Y 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的订阅规则；</p> <p>Y 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的“里兆法律资讯”栏目；</p> <p>Y 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系联系。</p>	<p>Y 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。</p> <p>Y 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの受信にあたってのお願いをご覧ください。</p> <p>Y 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里兆法律情報」の欄をご覧ください。</p> <p>Y ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご連絡ください。</p>
--	---

Issue 11 • 2006/05/13 ~ 2006/05/19

一、相关新法令及新政策

I 商务部关于进一步做好物流领域吸引外资工作的通知

【发布单位】商务部
 【发布文号】商资函【2006】38号
 【发布日期】2006-04-20
 【施行日期】2006-03-31
 【提 示】该通知在《(原)对外贸易经济合作部关于开展试点设立外商投资物流企业工作有关问题的通知》【外经贸资一函(2002)615号】的基础上，对外商投资物流类企业作出了进一步明确的规定。

企业定义	外商投资物流类企业是指以为其他企业提供物流及其他相关服务为主要经营活动的外商投资企业。
企业类型	n 外商投资道路运输企业 n 外商投资水路运输企业 n 外商投资航空运输企业 n 外商投资货运代理企业 n 外商投资商业企业 n 外商投资第三方物流企业 n 从事其他物流或物流相关业务的外商投资企业
投资	中外合资、中外合作、外商独资

一、関係する新法令及び新政策

I 物流分野での外資誘致活動にいつそう最善を尽くすことについての商務部による通知

【発布機関】商務部
 【発布番号】商資函【2006】38号
 【発布日】2006-04-20
 【施行日】2006-03-31
 【コメント】この通知は、「外商投資物流企業を試験的に設立する作業を展開することについての(旧)対外貿易経済合作部による通知」【外经贸资一函(2002)615号】をベースに、外商投資物流類企業について、更に明確な規定を定めました。

企業の定義	外商投資物流類企業とは、その他の企業に物流及びその他の関係するサービスを提供することを主たる経営活動とする外商投資企業をいいます。
企業の形態	n 外商投資道路運輸企業 n 外商投資水路運輸企業 n 外商投資航空運輸企業 n 外商投資貨運代理企業 n 外商投資商業企業 n 外商投資サードパーティ・ロジスティクス企業 n その他の物流又は関係業務を取り扱う外商投資企業
投資の	中外合弁、中外合作、外商独資

形式	
注册 资本	商务部门未对外商投资物流类企业规定专门的注册资本最低限额，但，外商投资物流类企业应根据其经营业务相应符合《外商投资商业领域管理办法》、《外商投资国际货物运输代理企业管理办法》、《外商投资道路运输业管理规定》及其他外商投资相关法律法规规定的最低注册资本要求及其他要求。

【法令全文】请点击以下网址查看：

- n 商务部关于进一步做好物流领域吸引外资工作的通知
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200605/20060502204557.html>
- n (原) 对外贸易经济合作部关于开展试点设立外商投资物流企业工作有关问题的通知
<http://www.fdi.gov.cn/ltlaw/lawinfodisp.jsp?id=ABC0000000000008143>
- l 商务部关于办理外商投资企业《国家鼓励发展的内外资项目确认书》有关问题的通知

【发布单位】商务部

【发布文号】商资发【2006】201号

【发布日期】2006-04-29

【施行日期】2006-04-29

【提 示】该通知对外商投资企业办理《国家鼓励发展的内外资项目确认书》(以下简称“《确认书》”)和《外商投资企业进口更新设备、技术及配附件证明》的基本原则、范围、程序等问题作出了进一步明确的规定。原则上，鼓励类外商投资项目《确认书》分别由发展计划部门、经贸部门、外经贸部门出具，其中，限额以上鼓励类外商投资企业项目《确认书》由国家发展和改革委员会、商务部分别出具，限额以下鼓励类外商投资企业项目《确认书》由省级人民政府相关部门依现行分工和权限办理。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200605/20060502217298.html>

形式	
登 录 资 本 金	商务部门是外商投资物流类企业については個別の登録資本金最低限度額を定めていませんが、外商投資物流類企業はその経営業務に基づき、「外商投資商業領域管理弁法」、「外商投資國際貨運代理企業管理弁法」、「外商投資道路運輸業管理規定」及びその他の外商投資に關連する法律法規が定める最低登録資本金の要求及びその他の要求に相應に適合していなければなりません。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

- l 物流分野での外資誘致作業にいつそう最善を尽くすことについての商務部による通知
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200605/20060502204557.html>
- n 外商投資物流企業を試験的に設立する作業を展開することについての(旧)對外貿易經濟合作部による通知
<http://www.fdi.gov.cn/ltlaw/lawinfodisp.jsp?id=ABC0000000000008143>
- l 外商投資企業の「国家が發展を推奨する内資・外資プロジェクトの確認書」の手続きを行なうことについての商務部による通知

【発布機関】商務部

【発布番号】商資発【2006】201号

【発 布 日】2006-04-29

【施 行 日】2006-04-29

【コメント】この通知は、外商投資企業が「国家が發展を推奨する内資・外資プロジェクトの確認書」(以下「『確認書』」)といふと「外商投資企業が設備、技術及び付属品予備部品を輸入し更新することの証明」の基本原則、範囲、手順等について更に明確な規定を定めています。原則上、奨励類の外商投資プロジェクトの「確認書」はそれぞれ發展計画部門、經濟貿易部門、對外經濟貿易部門が発給し、そのうち、限度額以上の奨励類の外商投資企業プロジェクトの「確認書」は國家發展改革委員會、商務部がそれぞれ發給し、限度額以下の奨励類外商投資プロジェクトの「確認書」は省級の人民政府關係部門が現在の分業と権限に基づき手続きを行ないます。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200605/20060502217298.html>

I 财政部 国家税务总局关于调整外商投资项目购买国产设备退税政策范围的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局
【发布文号】财税【2006】61号
【发布日期】2006-05-10
【施行日期】2006-05-10

【提 示】该通知对有关外商投资项目购买国产设备退税政策的具体范围进行了调整。调整后的政策范围为：
n 享受国产设备退税的企业范围：
- 被认定为增值税一般纳税人的一般纳税人的外商投资企业
- 非增值税一般纳税人从事交通运输、开发普通住宅的外商投资企业
- 从事海洋石油勘探开发生产的中外合作企业
n 凡属于《外商投资产业指导目录》中鼓励类和《中西部地区外商投资优势产业目录》的外商投资项目（以下简称“鼓励类外商投资项目”）所采购的国产设备，享受增值税退税政策。但，鼓励类外商投资项目在中国国内采购的国产设备，凡属于《外商投资项目不予免税的进口商品目录》的，不实行退税政策。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200605171418428241>

I 海关总署关于进口汽车成套散件认定问题的公告

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告 2006 年第 19 号
【发布日期】2006-04-24
【施行日期】2006-04-24
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.fdi.gov.cn/resupload/cpdf/c04968.pdf>

I 上海市劳动和社会保障局关于 2006 年本市企业工资增长指导线的通知

【发布单位】上海市劳动和社会保障局
【发布文号】沪劳保综发【2006】11号
【发布日期】2006-04-06
【施行日期】2006-04-06
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.csi.sh.gov.cn/gb/csj/csfq/cz/qytl/qytl/userobject7ai20765.html>

I 外商投资项目による国産設備購入の税金還付政策の範囲を調整することについての財政部 国家税務総局による通知

【発布機関】財政部、国家税務総局
【発布番号】財税【2006】61号
【発布日】2006-05-10
【施行日】2006-05-10

【コメント】この通知は、外商投資プロジェクトによる国産設備の購入の税金還付政策の具体的な範囲について調整を行なっています。調整後の政策範囲は次の通りとなります。
n 国産設備の税金還付を受ける企業の範囲：
- 増値税一般納税人に認定された外商投資企業
- 非増値税一般納税人であり、交通輸送、一般住宅の開発に従事する外商投資企業
- 海洋石油探査開発生産に従事する中外合作企業
n 「外商投資産業指導目録」の中の奨励類及び「中西部地区外商投資優勢産業目録」に該当する外商投資プロジェクト（以下「奨励類外商投資プロジェクト」という）が購入する国産設備は、増値税還付を受けます。但し、奨励類外商投資プロジェクトが中国国内で購入する国産設備が、「外商投資プロジェクトで免税扱いにしない輸入商品目録」に該当する場合、税金は還付されません。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200605171418428241>

I 輸入自動車SKD 部品の認定についての税関総署による公告

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告 2006 年第 19 号
【発布日】2006-04-24
【施行日】2006-04-24
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.fdi.gov.cn/resupload/cpdf/c04968.pdf>

I 2006 年上海市企業の賃金引上げガイドラインについての上海市労働社会保障局による通知

【発布機関】上海市労働社会保障局
【発布番号】滬勞保綜発【2006】11号
【発布日】2006-04-06
【施行日】2006-04-06
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.csi.sh.gov.cn/gb/csj/csfq/cz/qytl/qytl/userobject7ai20765.html>

- I 上海市工商行政管理局 上海市浦东新区人民政府印发四项“试行办法”:
- 扩大浦东新区分局登记管辖权试行办法
 - 浦东新区商标专用权出资试行办法
 - 浦东新区进一步改进部分外商投资企业审批登记试行办法
 - 企业不良记录相关责任人员的信息纳入个人征信系统的试行办法

【发布单位】上海市工商行政管理局、上海市浦东新区人民政府

【发布文号】沪工商注【2006】906号

【发布日期】2006-04-14

【施行日期】2006-04-18

【提 示】2006年04月14日,上海市工商行政管理局与上海市浦东新区人民政府联合召开新闻发布会,宣布「工商行政管理部门推进浦东综合配套改革试点工商若干措施」将在上海市浦东新区率先试行。该四项“试行办法”分别对应上海市浦东新区综合配套改革试点工商的四项措施,我们曾在第9期(Issue 9)《里兆法律资讯》中对此作过介绍。

(查看第9期(Issue 9)《里兆法律资讯》,请点击以下网址:

http://www.leezhao.com/cn/publication/LeeZhao%20Newsletters_Issue%209_20060422-20060427_cn+jp.pdf)

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.sgs.gov.cn/sqs/htm/ggl/20060518.htm>

- I 上海市外高桥保税区管理委员会经济贸易处、上海市浦东新区工商行政管理局外高桥保税区分局关于外高桥保税区企业工商管理若干问题的通知

【发布单位】上海市外高桥保税区管理委员会经济贸易处、上海市浦东新区工商行政管理局外高桥保税区分局

【发布日期】2006-05-15

【施行日期】2006-05-15

【提 示】该通知对上海市外高桥保税区的外商投资企业的登记注册权限、办事处和分公司登记管理等问题作出了具体规定。

【法令全文】

- I 上海市工商行政管理局 上海市浦东新区人民政府が次の4つの「试行弁法」を印刷配布しました
- 浦東新区分局登記管轄権拡大試行弁法
 - 浦東新区商標専用権出資試行弁法
 - 浦東新区が一部の外商投資企業審査批准登記を更に改善することについての試行弁法
 - 企業の不良記録関係責任者の情報を個人と信システムに組み入れることについての試行弁法

【発布機関】上海市工商行政管理局、上海市浦东新区人民政府

【発布番号】滬工商注【2006】906号

【発布日】2006-04-14

【施行日】2006-04-18

【コメント】2006年4月14日、上海市工商行政管理局と上海市浦东新区人民政府が共同でプレスブリーフィングを開催し、「工商行政管理部门が浦東総合関連改革の試みを推進するにあつての工商分野での若干の措置」を上海市浦東新区で率先して試行することを発表しました。この4つの「試行弁法」はそれぞれ上海市浦東新区総合関連改革の試みである工商分野にそれぞれ対応する4つの措置であり、私共はこれまでに第9期(Issue 9)「里兆法律情報」の中で説明しています。

(第9期(Issue 9)「里兆法律情報」をご覧になる場合は、下記URLをクリックしてください。

http://www.leezhao.com/cn/publication/LeeZhao%20Newsletters_Issue%209_20060422-20060427_cn+jp.pdf)

【法令全文】下記URLをクリックしてください。

<http://www.sgs.gov.cn/sqs/htm/ggl/20060518.htm>

- I 外高橋保税区企業の工商管理における若干の問題に関する上海市外高橋保税区管理委员会经济贸易处、上海市浦东新区工商行政管理局外高橋保税区分局による通知

【発布機関】上海市外高橋保税区管理委员会经济贸易处、上海市浦东新区工商行政管理局外高橋保税区分局

【発布日】2006-05-15

【施行日】2006-05-15

【コメント】この通知は上海市外高橋保税区的の外商投資企業の登記登録権限、事務所及び支店の登記管理等についての具体的な規定を設けています。

【法令全文】

关于外高桥保税区企业工商管理若干问题的通知

外高桥保税区各企业:

为了方便企业了解相关政策,现将外高桥保税区企业在工商管理方面的若干问题通知如下:

一、4月14日上海市工商局公布支持浦东新区综合配套改革的四项措施,其中内容之一是扩大浦东新区工商局的登记管辖权:即外国(地区)企业在中国设立的代表机构、研发中心以及由商务部、市外资委审批的非限制类外资企业【LeeZhao备注:此处的“外资企业”是指“外商投资企业”;下同】的登记注册权下放到浦东新区工商局。

在外高桥保税区注册的外资企业的登记注册手续按事权在外高桥保税区工商分局办理。

二、外资企业注册登记的法律依据适用《公司法》和《公司登记条例》【LeeZhao备注:此处的“《公司登记条例》”是指“《公司登记管理条例》”】,对企业在区外从事母公司经营范围项下联络业务的办事机构不再办理登记手续。

对于已经办理登记手续的办事处,在办事机构注册证到期后不再办理延期,企业可到外高桥保税区工商分局办理注销手续,同时根据企业的不同类型可以办理从事相关经营业务的分公司,即保税区内的贸易、分拨类企业在根据商务部8号令【LeeZhao备注:此处的“商务部8号令”是指“《外商投资商业领域管理办法》”】获得分销权以后,可以在区外设立从事分销业务的分公司;区内的生产、货代、研发、咨询等类型的企业可以在区外设立从事相关业务的分公司。

根据2006年4月24日国家工商总局、商务部、海关总署、国家外汇管理局关于印发《关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》的通知中“外商投资的公司的分公司可以从事公司经营范围内的联络、咨询等业务”的规定,对于保税区内尚未办理分销权审批的贸易、分拨类企业可以设立“从事母公司经营范围内的联络、咨询业务”的分公司。

企业设立分公司,需经审批部门批准后,到外高桥保税区工商分局办理登记手续。

特此通知。

上海市外高桥保税区管理委员会经贸处
浦东新区工商局外高桥保税区分局
二〇〇六年五月十五日

外高桥保税区企业的工商管理における若干の問題に関する通知

外高桥保税区各企業に宛てる:

企業が関連政策を把握する上での便宜を図るため、ここに外高桥保税区企業の工商管理における若干の問題について以下の通り通知する。

一、4月14日、上海市工商局は、浦東新区総合関連改革を支持するために4つの措置を公布した。その内容の1つは、浦東新区工商局の登記管轄権を拡大したことであり、即ち、外国(地域)企業が中国に設立した代表機構、R&Dセンター及び商务部、上海市外国投資工作委員会が審査批准した非制限類の外資企業(LeeZhao注:ここでいう「外資企業」とは「外商投資企業」をいう。以下同じ)の登記登録権を浦東新区工商局に委譲するというものである。

ただし、外高桥保税区で登録される外資企業の登記登録手続きは、管轄権限に基づき外高桥保税区工商分局が行うことになった。

二、外資企業が登録登記を行う場合の法律根拠は、「会社法」と「会社登記条例」(LeeZhao注:ここでいう「会社登記条例」とは「会社登記管理条例」をいう。)の適用を受け、今後、保税区外で親会社の経営範囲内の連絡業務に従事する企業の事務機構の登記手続きを取り扱わないことになった。

既に登記手続きを行った事務機構については、事務機構登録証の期限が満了した後は、延期手続きを行わず、企業は外高桥保税区工商分局にて抹消手続きを行うことができ、同時に企業の形態により関連経営業務に従事できる支店の設立手続きを行うことができる。つまり、保税区内の貿易類、配送類の企業は商务部の8号令(LeeZhao注:ここでいう「商务部8号令」とは「外商投資商業領域管理弁法」をいう。)に基づき国内販売(分銷)権を獲得した後、保税区外で国内販売業務に従事する支店を設立することができ、保税区内の生産、貨運代理、R&Dセンター、コンサルティング等の類型の企業は保税区外で関連業務に従事する支店を設立することができる。

2006年4月14日、「外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあたっての若干問題についての国家工商行政管理総局 商务部 税関総署 国家外国為替管理局による執行意見」という通達に定めている、「外商が投資した会社の支店は同社の経営範囲内の連絡、コンサルティング等の業務を取り扱うことができる」という規定に基づく、保税区内で国内販売権の審査批准の手続きを行っていない貿易類、配送類企業も、「親会社経営範囲内の連絡、コンサルティング業務に従事する」支店を設立することができる。

企業が支店を設立する場合、審査批准部門の批准を得た後、外高桥保税区工商分局にて登記手続きを行わなければならない。

以上、ここに特別に通知する。

上海市外高桥保税区管理委员会經濟貿易処
浦東新区工商局外高桥保税区分局
二〇〇六年五月十五日

【备注】您也可以点击以下网址，查看该通知的官方原文：
<http://www.waigaoqiao.gov.cn/Details/file.js?id=13244>

二、相关新信息

I 上海市工商行政管理局推出新版（2006 版）《上海市居住房屋租赁合同示范文本》

2006 年 03 月 13 日，上海市房屋土地资源管理局和上海市工商行政管理局联合发布《关于推行使用〈上海市居住房屋租赁合同示范文本〉（2006 版）的通知》【沪房地资权（2006）99 号】，推出新版（2006 版）《上海市居住房屋租赁合同示范文本》（以下简称“新版合同”），并规定自 2006 年 04 月 01 日启用。

对此，我们将新版合同与旧版（2000 版）《上海市房屋租赁合同示范文本》（以下简称“旧版合同”）进行了对比，并将重要的不同之处简要概括如下，供读者参考。

- n 新版合同取消了旧版合同的 3 个附件（附件 1：房屋平面图；附件 2：房屋的合用部位的使用范围、条件和要求；附件 3：房屋的现有装修、附属设施及设备状况和出租方同意承租方自行装修和增设附属设施及设备的约定），取消了旧版合同对商品房预租的有关规定，并删除或简化了旧版合同中与居住房屋租赁无关的内容；
- n 新版合同增加了房屋的承租同住人的条款；
- n 新版合同规定了房屋的人均建筑面积与人均使用面积的最低标准；
- n 新版合同规定了“出租人应将房屋出租的情况及时通知该房屋所在的物业管理企业”；
- n 新版合同变更了原来房屋租赁登记备案手续的办理方法，鼓励出租方就近办理房屋租赁登记备案手续，即，合同双方应当共同向房屋所在地街道、镇（乡）社区事务受理中心办理登记备案；
- n 在租金支付方面，新版合同增加了租金设定的参考标准，旧版合同的参考标准仅有建筑面积，新版合同增加了使用面积标准。此外，新版合同还明确规定了“租金在租赁期限内不变，如需变动，则应由甲、乙双方重新协商，并达成书面协议。”

【備考】下記 URL をクリックすると、この通知についての公式ウェブサイト上の原文をご覧いただけます。
<http://www.waigaoqiao.gov.cn/Details/file.js?id=13244>

二、関係する新たな情報

I 上海市工商行政管理局は最新版（2006 版）の「上海市居住用建物賃貸契約書見本フォーム」を発表しました

2006 年 3 月 13 日付けで、上海市建物土地資源管理局と上海市工商行政管理局は「『上海市居住用建物賃貸契約書見本フォーム』（2006 年度版）の使用普及についての通知」【滬房地資権（2006）99 号】を共同で発布し、最新版（2006 年度版）の「上海市居住用建物賃貸契約書見本フォーム」（以下「最新版契約書」という）を発表し、2006 年 4 月 1 日より採用することを決めました。

これについて、当事務所では最新版契約書と旧（2000 年度版）「上海市建物賃貸契約書見本フォーム」（以下「旧契約書」という）を比較し、参考まで重要な相違点を以下の通り簡潔にまとめました。

- n 最新版契約書は旧契約書の 3 つの添付書類（添付書類 1：建物平面图；添付書類 2：建物の共同使用部分の使用範囲、条件、要求；添付書類 3：建物の現在の内装、附帯施設及び設備の状況と賃借者が賃借者自らが内装し、附帯施設及び設備を増築することに同意する約定）を取消し、旧契約書の分譲住宅の予約賃貸についての関係規定を取消し、また、旧契約書の中の居住用賃貸と無関係の内容を削除又は簡略化している。
- n 最新版契約書は建物の賃借人と同居人についての条項を追加している。
- n 最新版契約書は建物の 1 人あたりの建築面積と 1 人あたりの使用面積の最低基準を定めている。
- n 最新版契約書は「賃借人は建物賃借の状況を遅滞なく当該建物の所在する不動産管理企業に通知しなければならない」と定めている。
- n 最新版契約書では従来の建物賃貸登記届出手段の取扱方法を変更し、賃借側は最寄の場所で建物賃貸登記届出手段を行なうことを奨励しており、つまり、契約の双方の当事者は建物の所在する町内、鎮（郷）の地域社会事務受理センターで登記届出の手段を行なわなければならないとしている。
- n 賃貸料の支払いの方面では、最新版契約書は賃貸料設定の参考基準を追加し、旧契約書の参考基準は建築面積だけであったが、最新版契約書は使用免責の基準を追加している。このほか、最新版契約書は「賃貸料は賃貸期間中は変わらず、変動が必要な場合は、甲乙双方が改めて協議し、書面での合意をしなければならない」とも明確に定めている。

【备注】

- n 查看《上海市房屋土地资源管理局 上海市工商行政管理局关于推行使用〈上海市住房租赁合同示范文本〉(2006 版)的通知》【沪房地资权(2006)99 号】，请点击以下网址：
http://www.shfdz.gov.cn/zcfg/zc_detail.jsp?id=436628
- n 下载《上海市住房租赁合同示范文本》(2006 版)，请点击以下网址：
<http://www.sgs.gov.cn/sqs/downloads/htsfwb/06031310.doc>

(里兆律师事务所 2006 年 05 月 18 日整理编写)

- l 关于外商投资审批和登记管理法律适用的最新规定简析(连载二)
- n 关于对外商投资的投资性公司的出资期限的补充说明

根据上海外国投资工作委员会、上海市工商行政管理局发布的《关于新公司法及公司登记管理条例颁布后外资审批管理与工商登记的操作指导意见》(自 2006 年 04 月 01 日起施行)第 2 条的规定，投资性公司的注册资本可以在 5 年内缴足。

对此，我们在本文的“连载一”中述及：外商投资举办投资性公司，可以不再执行《商务部关于外商投资举办投资性公司的规定》中有关“外国投资者对投资性公司的出资应当在营业执照签发之日起 2 年内全部缴清”的规定，而可以在 5 年内缴足。

但是，最近，律师在与上海外国投资工作委员会、上海市工商行政管理局等地方国家机关以及商务部、国家工商行政管理总局等中央国家机关专门就此问题进行交流时发现，上述政府部门对此的意见存在差异。

因此，今后有关外商投资的投资性公司的出资期限究竟是 2 年还是 5 年，还需要等待新的规定出台。对此，我们予以更正本文“连载一”中的相关内容。

此外，根据我们近期从商务部外国投资管理司获得的最新消息，商务部近期将修订《商务部关于外商投资举办投资性公司的规定》，关于外商投资的投资性公司的出资期限的规定极有可能被修改为“注册资本 3000 万美元以下的部分，应自营业执照签发之日起 2 年内缴足；3000 万美元以上的部分，应自营业执照签发之日起 5 年内缴足”(具体内容以商务部正式颁布的规范性文件法律文件为准)。

因此，一旦商务部重新修订的规定出台，那么实践中需要注意，如果外商投资的投资性公司

【備考】

- n 「『上海市居住用建物賃貸契約書見本フォーム』(2006 年度版)の使用普及についての上海市建物土地资源管理局 上海市工商行政管理局による通知」【滬房地資権(2006)99 号】をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。
http://www.shfdz.gov.cn/zcfg/zc_detail.jsp?id=436628
- n 「上海市居住用建物賃貸契約書見本フォーム」(2006 年度版)をダウンロードされる場合、下記 URL をクリックしてください。
<http://www.sgs.gov.cn/sqs/downloads/htsfwb/06031310.doc>

(里兆法律事務所が 2006 年 5 月 18 日付けで作成)

- l 外商投資審査批准と登記管理の法律適用についての最新の規定の簡潔な分析(連載二)
- n 外商投資による傘型会社への出資期限についての補充説明

上海外国投資工作委员会、上海市工商行政管理局が発表した「新会社法及び会社登記管理条例の発布後の外資審査批准管理と工商登記についての取扱指導意見」(2006 年 4 月 1 日より施行)第 2 条の規定によると、傘型会社の登録資本金は 5 年以内に全額を払い込むことができます。

これについて、私共はこの文章の「連載一」の中で、外商投資で傘型会社を設立する場合は、「外商投資で傘型会社を設立することについての商務部による規定」の中の「外商投資者による傘型会社への出資は、営業許可証の交付日から 2 年以内に全額を払い込まなければならない」という定めは今後は執行されなくなり、5 年以内に登録資本金を全額払い込めばよいこととなります、と言及しました。

しかし、最近、弁護士が上海外国投資工作委员会、上海市工商行政管理局等の地方の国家机关及び商務部、国家工商行政管理総局等の中央国家机关に対し、本件について個別にヒアリングを行なった際、上述した政府部門の間では本件についての見解に違いがあることに気がきました。

したがって、今後、外商投資による傘型会社の出資期限が果たして 2 年になるのか 5 年になるのかについては、新しい規定が公布されるのを待たなければなりません。この点につきまして、私共はこの文章の「連載一」の中の関係内容を訂正させていただきます。

また、私共が最近、商务部外国投资管理司から入手した最新の情報によれば、商务部は近い将来、「外商投資により傘型会社を設立することについての商務部による規定」を改定する予定であり、外商投資による傘型会社の出資期限については、「登録資本金 3000 万米ドル以下の部分については、営業許可証の交付日から 2 年以内に全額を払込み、3000 万米ドル以上の部分については、営業許可証の交付日から 5

的注册资本为 3000 万美元,其出资期限仍为 2 年;如果注册资本超过 3000 万美元,则其中的 3000 万美元应当在营业执照签发之日起 2 年内缴足,超出 3000 万美元的部分可以在营业执照签发之日起 5 年内缴足。

但是,上述信息需要待新规定出台后予以证实。对此,我们将进一步予以关注,并及时提供相关信息。

n 关于对外商独资企业的补充说明

《国家工商行政管理总局 商务部 国家外汇管理局 海关总署关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》(工商外企字【2006】81 号;以下简称“《执行意见》”)的第 2 条、第 7 条、第 9 条、第 15 条等多个条文涉及“外商独资一人有限责任公司”的问题。对此,我们补充说明如下:

以往,根据《外资企业法》的规定,凡在中国境内设立的全部资本由外国投资者投资的企业,均称为“外资企业”,实践中还习惯称为“外商独资企业”。此次新出台的《执行意见》结合新修订的《公司法》,对“外资企业”作进一步的区别规定:

- 由两个或两个以上外国投资者共同设立的“外资企业”,将被作为“外商合资”企业进行的管理,其应当符合《外资企业法》中关于外资企业的规定,同时也应当符合《公司法》中关于一般有限责任公司的规定。
- 由一个外国投资者(包括一个外国法人、或者一个外国经济组织、或者一个外国自然人)投资的“外资企业”,符合《公司法》中规定的“一人有限责任公司”的特征的,对于《外资企业法》未作规定的,应当适用《公司法》中关于一人有限责任公司的规定。即,
 - Y 注册资本最低限额为人民币 10 万元;
 - Y 一个外国自然人只能投资设立一个一人有限责任公司;
 - Y 由一个外国自然人投资设立的一人有限责任公司不能再投资设立新的一人有限责任公司。

年以内に全額を払い込むものとする」(具体的な内容は、商務部が正式に発布する規範性法律文書を基準とします)と改正される可能性が極めて高いようです。

したがって、商務部が新たに改正した規定が公布された際には、実践の中では、外商投資による傘型会社の登録資本金が 3000 万米ドルであれば、その出資期限はそのまま 2 年となり、登録資本が 3000 万米ドルを超える場合は、その内の 3000 万米ドルは営業許可証が交付された日から 2 年以内に全額を払込み、3000 万米ドルを超えた部分は営業許可証の交付日から 5 年以内にその全額を払込むとすることができることに注意しなければなりません。

但し、上記情報は新たな規定が公布された後でその内容が裏付けされることが必要です。この点につきまして、私共は引き続き関心を払い、関連情報をタイムリーにご提供させていただきます。

n 外商独资企业についての補充説明

「外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあつての若干問題についての国家工商行政管理総局 商務部 税関総署 国家外国為替管理局による執行意見」(工商外企字【2006】81 号、以下「『執行意見』」)といひます)の第 2 条、第 7 条、第 9 条、第 15 条等の複数の条文が「外商独资一人有限責任会社」の問題に言及しています。この件について、下記の通り説明を補充させていただきます。

これまでは、「外資企業法」の規定により、中国域内に設立される、全部の資本を外国投資者が出資する企業はすべて「外資企業」と呼ばれており、実践の中では「外商独资企業」とも習慣的に呼ばれていましたが、この度新たに発布された「執行意見」を新たに改正された「会社法」と結び付けて考えると、「外資企業」を更に区別する次のような規定が設けられたことになります。

- 二人又は二人以上の外国投資者が共同で設立する「外資企業」は、「外商合併」企業として管理が行なわれ、その企業は「外資企業法」の中の外資企業についての規定に適合していなければならず、また同時に「会社法」の中での一般の有限責任会社についての規定にも適合していなければなりません。
- 一人の外国投資者(1 つの外国法人、或いは 1 つの外国経済組織、又は一人の外国自然人を含む)が投資した「外資企業」が「会社法」の中で定める「一人有限責任会社」の特徴に適合する場合、「外資企業法」で定めのないものは、「会社法」の中の一人有限責任会社についての次の規定を適用しなければなりません。
 - Y 登録資本金の最低限度は 10 万人民元とする。
 - Y 一人の外国自然人は一人有限責任会社を 1 社しか設立することができない。
 - Y 一人の外国自然人が投資設立した一人有限責任会社は再投資によって新たな一人有限責任会社を設立することはできない。

n 关于《法律文件送达授权委托书》

《执行意见》要求外商投资的公司 在审批、设立登记时，或者在增加新的境外投资者进行审批、作变更登记时（例如，发生向股东以外的投资方转让股权、公司被新的投资者并购等情形），应当向审批机关、登记机关提交《法律文件送达授权委托书》。该委托书是外国投资者（授权人）与境内法律文件送达接受人（被授权人）签署的授权委托文件。被授权人可以是外国投资者在中国境内设立的代表机构，也可以是拟设立的公司，还可以是境内的其他单位（例如，律师事务所等）或者个人。

提交《法律文件送达授权委托书》，主要是为了方便审批机关、登记机关通过受送达人及时将与拟设立公司相关的管理信息通知境外投资者，实现管理职能。国家工商行政管理总局已经发布了有关《法律文件送达授权委托书》的格式及必备内容，实践中，境外投资者应当按要求填写并提交《法律文件送达授权委托书》。

n 关于出资方式

结合《执行意见》第 10 条及《公司法》第 27 条、《公司登记管理条例》第 14 条的相关规定，我们认为，与以往相比，外国投资者的出资方式有以下变化，实践中需要注意：

- 股东可以用货币出资，也可以用实物、知识产权、土地使用权等可以用货币估价并可以依法转让的非货币财产作价出资；但是，不得以劳务、信用、自然人姓名、商誉、特许经营权或者设定担保的财产等作价出资；
- 相关条文的表述由列举式改变为列举式与概括式相结合，由此，股东可以选择更多的可以自由选择出资方式；
- 可以自由选择出资方式需要符合必要的条件：可以用货币估价并可以依法转让的非货币财产。即，凡是符合“可以用货币估价并可以依法转让”条件的非货币财产都可以用来出资。所谓非货币财产，理论上通常除实物、知识产权、土地使用权以外，还包括可依法转让的股票、债券等证券以及股权；
- 全体股东的货币出资金额不得低于有限责任公司注册资本的 30%；
- 以非货币财产作价出资的，都应当经中国境内依法设立的评估机构进行评估，不得高估或者低估作价；
- 中外合资经营企业以《中外合资经营企业法》规定的实物（含设备）、工业产权等非货币财产（土地使用权除外）出资的，根据《中外合资经营企业法》（特别法）的规定，其价格可以由合营各方评议商定。

n 「法律文書送達委任状」について

「執行意見」では外商投資による会社が審査批准、設立登記を行なう際、又は新たに域外投資者を追加することについて審査批准、登記変更を行なう場合（たとえば、出資者以外の投資者に持分を譲渡したり、会社が新たな投資者に買収合併される当の状況が発生する等）には、審査批准機関、登記機関に「法律文書送達委任状」を提出しなければならないと求めています。この委任状は外国投資者（授權者）と域内の法律文書送達受取人（被授權者）とが取り交わす委任状です。被授權者は外国投資者が中国域内に設立した代表機構でも、設立予定の会社でも、又は域内のその他の組織（たとえば、法律事務所等）であってもよいとされています。

「法律文書送達委任状」を提出するわけは、主に審査批准機関、登記機関が受取送達人を通じて、設立予定の会社に関する管理情報を域外の投資者に速やかに知らせ、管理方面での職責を果たすにあたっての利便性を向上させるためのものです。国家工商行政管理総局はすでに「法律文書送達委任状」のフォーム及び必須内容を公布していますが、実践の中で、域外投資者は要求に従って「法律文書送達委任状」を記入し、提出しなければなりません。

n 出資の形態について

「執行意見」第 10 条及び「会社法」第 27 条、「会社登記管理条例」第 14 条の関係規定とを併せ、従来と比較した場合、外国投資者の出資形態に下記の変化があるため、実践の中では注意が必要だと思われます。

- 出資者は貨幣で出資することも、現物、知的財産権、土地使用権等のように貨幣で評価し適法に譲渡できる非貨幣性資産を評価し出資することもできますが、労務や信用、自然人の氏名、のれん、フランチャイズ経営権又は担保を設定した財産等を評価し出資することはできません。
- 係る条文の記述が列举式から列举式と包括式を併せたものへと変わったため、出資者はより多くの自由に選択することのできる出資方式の中から選択することができます。
- 自由に選択することのできる出資方式は必要条件を満たしていなければなりません。貨幣で評価でき、法に従って譲渡できる非貨幣性資産については、「貨幣で評価でき、適法に譲渡できる」条件を満たす非貨幣性資産であれば、いずれもこれをもって出資することができます。いわゆる非貨幣性資産とは、理論上は、現物、知的財産権、土地使用権のほか、適法に譲渡できる株式、債券等の有価証券及び持分を含みます。
- 出資者全員の貨幣出資金額が有限責任会社の登録資本金の 30%を下回ってはなりません。
- 非貨幣性資産を評価し出資する場合、いずれも中国域内に適法に設立された評価機構の評価を受けなければならない、評価が高すぎても低すぎてもいけません。
- 中外合弁経営企業は「中外合弁経営企業法」に定める現物（設備を含みます）、産業財産権

n 关于外商投资企业的迁移

《执行意见》第 14 条明确了外商投资企业在企业搬迁时（跨原审批机关）应当办理的相关手续和程序，我们简要概括如下：

- 企业向迁入地审批机关提出申请；
- 迁入地审批机关征求迁出地审批机关意见；
- 迁出地审批机关回复；
- 迁入地审批机关批复；
- 企业向原登记机关提出申请；
- 原公司登记机关征求迁入地登记机关意见；
- 迁入地登记机关回复；
- 原公司登记机关收缴原营业执照，出具迁出证明，移送公司申请文件及公司档案；
- 企业向迁出地审批机关缴销批准证书，到迁入地审批机关领取批准证书。
- 向迁入地的公司登记机关申请变更登记，领取营业执照。

实践中，需要特别注意的是，与以往先向原审批机关提出迁移申请的程序不同，企业应当按照上述程序办理，并向法定的主管机关提出申请。

【备注】

- n 查看《国家工商行政管理总局 商务部 国家外汇管理局 海关总署关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》（工商外企字【2006】81 号）的全文内容，请点击以下网址：

<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=180&myRandom=.161836730916492>

- n 查看第 10 期（Issue 10）《里兆法律资讯》（含本文“连载一”的内容），请点击以下网址：

http://www.leezhao.com/cn/publication/LeeZhao%20Newsletters_Issue%2010_20060428-20060512_cn+jp.pdf

（里兆律师事务所 2006 年 05 月 19 日整理编写）

等の非貨幣性資産（土地使用権を除きます）で出資する場合、「中外合弁経営企業法」（特別法）の規定に基づき、その価格は合弁当事者同士で評議のうえ決定することができます。

n 外商投资企业の移転について

「執行意見」第 14 条では、外商投資企業の移転の際（もとの審査批准機関の管轄を超える場合）に行なわなければならない関係手続きと手順を明確化していますが、私共はこれらを以下の通り簡潔にまとめてみました。

- 企業が転入地の審査批准機関に申請を出す。
- 転入地の審査批准機関が転出地の審査批准機関の意見を求める。
- 転出地の審査批准機関が回答する。
- 転入地の審査批准機関が返答する。
- 企業がもとの登記機関に申請を出す。
- もとの会社登記機関が転入地の登記機関の意見を求める。
- 転入地の登記機関が回答する。
- もとの会社登記機関がもとの営業許可証を回収し、転出証明を発行し、会社の申請書類及び会社の保管記録を移送する。
- 企業は転出地の審査批准機関に批准証書を返上し、転入地の審査批准機関で批准証書を受け取る。
- 転入地の会社登記機関に登記変更を申請し、営業許可証を受け取る。

実践の中でとりわけ注意が必要なこととして、もとの審査批准機関に移転を申請する手順が従来とは異なるため、企業は必ず上記の手順に従って手続きを行ない、法で定める主管期間に申請を出さなければなりません。

【備考】

- n 「外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあたっての若干問題についての国家工商行政管理総局 商務部 税関総署 国家外国為替管理局による執行意見」（工商外企字【2006】81 号）の全文の内容をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。

<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=180&myRandom=.161836730916492>

- n 第 10 期（Issue 10）「里兆法律情報」（「連載一」の内容を含むもの）をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。

http://www.leezhao.com/cn/publication/LeeZhao%20Newsletters_Issue%2010_20060428-20060512_cn+jp.pdf

（里兆法律事務所が 2006 年 5 月 19 日付けで作成）